

2012東京国際包装展 パッケージデザインパビリオン出展の手引き

この「出展の手引き」には、2012 東京国際包装展出展に関する諸事項(出典規程及び小間装飾、電気、搬入搬出、今後の手続き等)について記載されておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

1. 開催概要

名 称:2012 東京国際包装展 — TOKYO PACK 2012 —

Tokyo International Packaging Exhibition 2012

会 期:2012 年 10 月 2 日(火)~5 日(金) 4日間

開場時間:10:00~17:00

会 場:東京ビッグサイト(東京国際展示場) 東ホール

目 的:包装資材、包装機械から包材加工機械、食品機械、関連機器類、環境対応機材、物流機器類に至る生産・包装・流通の技術振興をはかるとともに、商談や交流および包装の最新情報発信の場として、国際的な視野に立った社会の発展に資することをもって目的とする。

主 催:公益社団法人日本包装技術協会(JPI)

後 援:経済産業省/外務省/日本商工会議所/日本貿易振興機構/日本生産性本部/
アジア生産性機構/世界包装機構/アジア包装連盟/日本包装機械工業会/日
本マテリアル・ハンドリング(MH)協会/東京ビッグサイト(いずれも申請予定)

協 賛:包装関連 100 団体

出展内容:包装資材 包装機械 包材加工機械 食品・医薬品加工機械 包装・環境関連機材
包装デザイン・サービス 流通・物流システム機器 PR・プレス

パッケージデザインパビリオン会場:東3ホール特設会場

2. 会場全般・出展製品などの管理、事故防止および責任

(1)主催者は、会期・搬入期間中、あらゆる事故を未然に防ぎ、本展が円滑に行われるよう警備会社に委託し、会場全般の管理・保安に最善の注意をはらいます。

※最近、会期ならびに搬入出期間中も含め、置引き・盗難などが多発しております。

特に、①貴重品、②PC、③来場者の名刺などは常に注意し、厳重なる管理のもと行動してください。自社ブース付設の倉庫や受付台での保管ではなく、お持ち帰りになるか、東京ビッグサイト付設のコインロッカーなどへ保管されることをお勧めいたします。

(2)出展者の小間内における出展製品・装飾施工物等の盗難、紛失、毀損、火災および人的災害の事故発生に対し、主催者では一切の責任を負いません。また、出展者は、自己またはその代理人の不注意等により生じた会場設備または本展の建造物、もしくは人身等に対する一切の損害などについての責任を負うものとします。

(3)出展者は、出展製品や装飾物の搬入出、展示、実演などにあたり事故のないよう十分注意してください。特に小間内において実演などを行う場合は、来場者に対する危険防止、閉場後の盗難防止の為、下記のような措置をとってください。

◎危険防止として

①防護策・カバー:実演機械周囲への防護策の設置。切屑の飛散などがある場合はカバーの設置など。

②据付位置:機械の据付は、通路から 30cm 以上の間隔を設けた小間内に設置するなど。

- ③保安要員:保安要員の確保・配置など。
- ◎盗難防止として
 - ①盗難の恐れのあるもの(特に、貴重品・PC・来場者名刺など)は、持ち帰るか、鍵の掛かる倉庫などへの保管。
 - ②商品が見えないよう白布などを掛ける。
 - ③侵入を防ぐため、チェーンやロープで小間を囲う。
- (4)出展者は開場時間中小間内にできる限り常駐してください。万一事故が発生したときは直ちに会場内主催者事務局へ届け出てください。
- (5)主催者は、出展者の出展製品や装飾物の搬入出、展示、実演などの行為について必要と認めた場合、事故発生防止のための処置を命じ、その作業の制限、もしくは中止を求めています。
- (6)場内放送
会期中、開場時間中の呼び出しなどの場内放送は、原則として行いません。但し、主催者による出展者及び来場者への伝達事項などについては行う場合がございます。
- (7)写真・ビデオ撮影
 - ①会場内において、出展者ならびに来場者の写真・ビデオ撮影、模写、測定、型取り等の行為は原則として禁止いたします。但し、出展者が自社の小間内の撮影に関しては可能です。
 - ②なお、会期中に報道機関(プレス証着用)、主催者撮影班(腕章着用)が撮影する場合には、できる限りご協力ください。
- (8)即売の禁止
本展において、出展製品を現金と引き換えに即売することは禁止いたします。但し、主催者が認めた出展者ならびに書籍類については例外といたします。
- (9)自社小間外での実演・宣伝・販促活動の禁止
出展者は自社小間以外(通路や出入り口付近等)での実演・宣伝・販促活動(アンケート調査活動等も含みます)などは、行えません。
- (10)音量
 - ①マイク・AV機器等使用の規制
 - 1)音量規制:マイク・拡声器・AV機器など使用する場合、直近の小間境界線より2mの位置で計測し、80dB 以下とします。なお、音量規制以内であっても、他者から苦情が寄せられ、主催者が運営上不都合と判断した場合は、音量の制限または中止を求めます。
 - 2)マイク使用の調整:近隣でのマイク使用による実演時間が重複し、支障がある場合は当事者間で実演時間の調整をお願いすることがあります。
 - 3)スピーカーの位置:スピーカーなど音源は、通路などではなく、自社小間内に向けて設置ください。
 - ②その他
 - 1)打楽器などのご使用は遠慮ください。
 - 2)周辺の出展者、来場者に迷惑とならないよう十分に配慮ください。
- (11)来場者滞留スペースの確保

出展者は、出展製品の説明などにおいて、自社小間内に来場者滞留スペースを設けてください。スペースを設けず通路に向って説明などを行うことはご遠慮ください。自社小間内に映像機器などを設置する場合も同様です。来場者が滞留し、通路をふさがないように自社小間内への誘導などの配慮をしてください。

3. 基礎小間・小間装飾



(1)小間形状

①小間の規格：

ブース幅3.0m

高さ:2.7m

製品台:幅2m×奥行き50cm×高さ80cm

社名版

カーペット

スポットライト

※その他、展示の都合等で別途工事が必要な場合は事前に事務局までご連絡ください。

壁は全てシステムパネルで作成いたします。

◎諸注意

1) システムパネルは厚さ4mmの黒色塩ビシートパネルとアルミ支柱により構成されています。

2) システムパネルは次のようなことが出来ませんので、ご注意ください。

- ・パネル部分およびアルミ支柱部分に釘・鋸等を打つこと
- ・パネル部分に接着剤を使用して製品説明パネルや切抜き文字を取り付けること
- ・パネル部分に粘着性の強い両面テープ等を使用すること
- ・パネル部分やアルミ支柱を取り外したり、切断、加工したりすること
- ・パネル部分やアルミ支柱に出展物・装飾物を直接もたせかけること

3) システムパネルおよびアルミ支柱にスポットライトを取り付ける場合は、クリップ式のものを使用してください。蛍光灯を取り付ける場合には、フック式のものを使用してください。

4) 説明パネル等の取付けは、S管&チェーンまたはテグス等で吊るす方法と、マジックテープなどで壁面に貼り付ける方法があります。ご不明な場合は、事務局までお問い合わせください。

5) システムパネルおよびアルミ支柱はリース品ですので取り扱いには十分注意してください。

(2) その他留意事項

展示装飾の実施にあたっては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮の上、他社の迷惑にならないような展示・装飾を計画してください。

- ① 事務局が施工する基礎装飾物の取り外しはできません。
- ② 施工にあたっては、あらかじめ施工(装飾)業者の工場で作形・加工を行い、会場においては組み立て程度の最小限の作業にとどめてください。
- ③ 展示装飾および出展製品を会場の天井、柱、壁などの既存のものから吊り下げたり、もたせかけることは禁止します。
- ④ 施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気・電話・水道等の設備、基礎小間、他社の装飾・出展製品などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由のいかんにかかわらず原状回復の責務を負っていただきます。
- ⑤ 作業によって生じた屑、廃材は、毎日必ず持ち帰るか処分してください。
- ⑥ 電気・ガスなどによる溶接、その他火気を使用する場合は、あらかじめ事務局に届け出て承認を受けてから行ってください。また、作業中は必ず消火器を手元に置いてください。
- ⑦ 会場内では、必ず自社の小間内で作業を行ってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の場合もこれに準じます。
- ⑧ 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯などを装飾物などで隠さないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列をしたり、工作物、その他の物品を放置しないでください。
- ⑨ 原則として、会期中は展示設備の交換や装飾の模様替えをすることはできません。
- ⑩ 出展者は、出展製品等から特殊な臭い、煙等が発生する恐れがある場合、あらかじめ事務局に申し出てください。
- ⑪ 禁止事項に違反した場合、または規定に合わない不完全な装飾だった場合には、工事の変更、中止、または撤去を命ずることがありますので、計画・設計に際しては十分にご注意ください。
- ⑫ 主催者および関係官公署は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他の不測の事態については責任を負いません。

4. 電気

電気の使用料金につきましては、主催者が負担するものとします。

各ブロックにコンセント(交流単相 100 ボルト・0.5KW 電源コンセント)をご用意いたします。

但し、自社ブース内に電力を引き込む場合は、延長コードを各自でご用意ください。

主催者で用意するもの以上の容量を使用する場合は出展者のご負担となります。その場合は事前に事務局までお問い合わせください。

5. 搬入・搬出

1) 搬入及び搬出のスケジュールについて

搬入:

月	日	時 間	作 業 項 目	備 考
10月	1日(月)	～9:00	パッケージデザインパビリオン完成	※装飾終了時刻 18:00
		9:00～18:00	ブース内装飾	

	～14:00	館内車輛乗り入れ終了	
--	--------	------------	--

※パビリオン基礎工事は10月1日(月)9:00頃に完成する予定です。完成次第各ブース内装飾を開始してください。

※10月1日(月)は14:00まで、館内への車輛の乗り入れが可能です。

搬出:

月 日	時 間	作 業 項 目	備 考
10月5日(金)	17:00～22:00	搬出	17:00 会期終了
	18:00～	館内搬出車輛乗り入れ開始	

※10月5日(金)の17:00～18:00は、手運び・台車による搬出のみ可能です。館内搬出車輛乗り入れ開始時刻は、18:00を予定しております。

2) 搬入・搬出用ステッカーについて

車輛証には、以下2種類がございます。1車輛につき1枚の車輛証が必要です。必ず該当する各車輛証をフロントに掲示し、現場係員にわかるようにしてください。

搬入車輛証	1枚	10/1(月) 9:00～14:00まで搬入可能 ・本証は館内乗り入れ車輛用です。
搬出車輛証	1枚	10/5(金) 18:00より搬出 ・本証では館内乗り入れ車輛用です。

※配布時期：9月上旬頃配布予定(作業員バッジ等と共に)

- ①この搬入出用ステッカーは、小間内装飾等への搬入出作業を行う際の車両通行許可証となり、会期中は使用できません。会期中の駐車を希望の場合は、有料駐車場をご利用ください。
- ②搬入出用ステッカーにつきましては、原則として1社各1枚まで、作業員バッジは1社3枚までとさせていただきます。追加をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。
- ③ステッカーには会社名を記入し、車両のフロントに掲示してください。ステッカーのない車両は入館できませんのでご注意ください。
- ④搬入出時の会場への入退場及び作業中は出展者バッジを付けてください。
- ⑤荷扱い場は大変混雑しますので、事務局警備員の指示に従い、出展物・装飾資材等の搬入出作業終了後は、指定時間内であっても速やかに車両を場外へ移動してください。
- ⑥会期中の車両の入庫並びに駐車はできません。ご希望の場合は有料駐車場をご利用ください。

3) 時間外作業について

搬入作業の規定時間外での作業を希望される場合は、必ず会場内本部事務局にて時間外作業届にご記入の上、作業を実施してください。なお、時間外作業は無料ですが、可能な限り時間内で作業してください。

4) 会期中の出展者車輛について

会期中の出展者車輛のトラックヤードへの進入・駐車は、原則としてお断りします。やむを得ず搬入出のため、車輛進入などを希望する場合は、事前に事務局へご相談ください。また、会期中の出展者車輛は、一般有料駐車場をご利用ください。

5) その他留意事項

① 担当者の立会

搬入物の受け取りの際は、必ず自社小間内でご担当者がお受け取りください。事務局では、代理受取、保管などを一切行いませんので、ご注意ください。

また、搬入出作業を行う際には、ご担当者の方が立会い、安全管理に努め、完全に施工・撤去されるまでお立会くださいますようお願いいたします。

② 開梱・梱包作業など

搬入出時の開梱・梱包作業は、自社小間内で行ってください。また搬入出作業時に生じるゴミ・廃棄物・残材などは、全てお持ち帰りいただくか、(株)イン・サポートへご依頼いただくなど、各出展者の責任において処理してください。

③ 完全撤去

10月5日(金)の22:00までには完全撤去をお願いします。これを超え、残材などを放置した場合は、事務局にて任意に処分を行い、これに要した費用を後日ご請求いたします。

6. ゴミ

自社小間内で出たゴミ(装飾資材・残材等)は、必ず自社でお持ち帰りください。

7. 入場・招待

入場

① 出展社関係者の入場

出展者は、出展物搬入開始から会期中及び搬出完了まで、所定の出展者バッジを用いて会場に入入りすることができます。主催者はこの期間中有効な出展者バッジを1社3枚配布いたします。追加をご希望の方は事務局までご連絡ください。

② 出展者招待来場者の入場

出展者は、主催者が発行する招待券を用いて、来場者を招待することができます。主催者は開催期間中有効の招待券を1社につき100枚配布します。追加をご希望の方は事務局までご連絡ください。

8. 禁止行為

(1) 東京都火災予防条例により展示場内において、次の行為は禁止されています。

- ① 喫煙(会場内は全面禁止です。喫煙は東京ビッグサイト所定の喫煙所にてお願いいたします。)
- ② 裸火の使用(露出した電熱器、石油ストーブ、アルコールランプ、火花を発生させる施設)
- ③ 石油液化ガス等可燃性ガス、高圧ガスの持込み
- ④ 危険物(ガソリン、灯油、マシン油、重油等)の持込み
- ⑤ 危険物品(核燃料物資、火薬類等)の持込み
- ⑥ 指定可燃物(可燃性液体および可燃性固体類)の多量の持込み *持込量に制限があります。

9. 装飾作業及び解体作業時における火災予防について

作業者に対して下記事項を全員に周知、徹底し、災害予防を計ってください。

- ① 作業中における喫煙を禁止してください。喫煙は所定の喫煙所で行ってください。
- ② 塗料等の危険物の持込みは、作業に必要な量とし、大量に会場内に持込ませないようにしてください。また容器は必ず密栓してください。
- ③ 可燃性材料は必要最小限とし、また、解体の廃材等はすみやかに搬出してください。
- ④ 酸素溶接及び切断をする場合は火花のとぶ周囲の可燃物を除去させ監視人を定め、消火器を備えて作業を行ってください。

⑤通路、非常口、屋内消火栓及び消火器の障害となる付近には装飾用資材、また廃材等は集積しないでください。

10. 試飲・試食

お問合せ・提出先:2012 東京国際包装展事務局

TEL: 03-3543-1189 / FAX: 03-3543-8970

試飲・試食や来場者に対し食品等を提供する場合は、8月24日(金)までに、本展事務局までご一報ください。

11. 宅配便

①発送・受取

- 1) 宅配便業者に荷物搬入を依頼する際は、予め宅配業者と荷物の受渡し日時などを取決め、出展者の責任においてお受け取りください。
- 2) 主催者では、荷物のお預かりは一切いたしません。
- 3) 宅配便業者には、各種車両証の提示は必要ありません。
- 4) 送付先には、会場住所・展示会名・ホール名・小間番号・社名・受渡し日時などを記入ください（下記記入例ご参照ください）。

住 所:〒135-0063 東京都江東区有明 3-10-1 東京ビッグサイト	(記入例)
展示会名称:2012 東京国際包装展 展示会場	
ホール名 :東3ホール	
小間番号 :パッケージデザインパビリオン	
出 展 者:〇〇〇〇	
電話番号 :	
	搬入日などもご指定ください

②宅配便コーナー

開催期間中・搬出時に会場内に宅配便コーナーを設置いたしますので、ご利用ください。

12. 一括搬入出サービス(JITBOX)のご案内

お問合せ・申込先:

ヤマトボックスチャーター株式会社 イベント催事センター

担当:清水

TEL 03-5564-3861 FAX 03-5564-3958 e-mail 482150@kuronekoyamato.co.jp

〒135-0063 東京都江東区有明 1-6-26 ヤマト運輸東京主管6F

混雑が予想される搬入・搬出の際に、展示・装飾物を貴社からブースまで、ロールボックスパレットを使用して、小ロットの商品貨物を簡易梱包で輸送(配送・引き取り)を行う一括搬入・搬出サービス(JITBOX)をご用意いたしました。ご希望の方は、**上記申込先**まで、ご連絡ください。

●BOX概要

・幅 104cm×奥行 104cm×高さ 170cm

・全積載重量:600kg

●輸送の流れ

①集荷

・搬入日の1週間前から集荷可能です。

・集荷時間は2時間幅からご指定いただけます。

・伝票はドライバーがお持ちします。

- ・搬入出車両証を集荷のドライバーにお渡しください。

②搬入日

- ・ご指定いただいた時間にブースまでお届けします。
(2～4時間幅の時間帯指定・JIT 指定(有料オプション)が可能)
- ・ボックスからの荷降ろしにつきましては、お客さまにお願いしております。
- ・荷降ろし後、空いたボックスを回収いたします。

③搬出

- ・イベント終了後、搬入用のシャッターが開き次第、ボックスをブースまでお届けします。
- ・順番に各ブースまでお持ちしますので、ご希望の時間の搬入は出来かねますことご了承ください。
- ・伝票はドライバーがお持ちします。
- ・ボックスへの荷物の積み込みにつきましては、お客様にお願いしております。
- ・会場内での積み下ろし終了後、ドライバーにお声かけいただきました引き取りに伺います。

④配達

- ・ご指定の日時に、お届けします。(搬入日から1週間後までの日時指定可能)

13. 特許について

平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって、平成 24 年 4 月 1 日以後の出願から、特許庁長官の指定のない博覧会に出品した発明も、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象になりました。ただし、当該例外規定の適用を受けるためには、所定の手続が必要です。手続の詳細は特許庁ホームページ「[発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について](#)」を参照してください。

14. 展示ブースの決定について

ブース位置の決定は、出展分類等を考慮の上、主催者が決定いたします。決定次第、追って書面(9月上～中旬頃を予定)にてご案内いたします。

15. 各種ご案内について

事務局では、お申込書に記載いただいた情報をホームページ等に利用させていただきます。

16. その他

1) 主催者の管理

主催者は、会場全般の管理にあたります。ただし、出展者は、会場時間中は小間内に必ず常駐し、来場者の対応その他の業務を行うとともに、出展物管理の責任を負ってください。主催者は出展物の盗難、紛失、火災、損害等出展者の損害に対しては、賠償の責任を負いません。

2) 諸経費の負担

主催者が負担する以外の出展物の輸送・搬入・展示・実演・搬出等に関する経費は全て出展者の負担とします。